

平成 28 年 2 月 2 日  
株式会社日本政策金融公庫

経営能力や事業性に重点を置く“事業性評価融資”の取扱いを開始  
～スーパーL資金で、事業性評価融資による実質無担保・無保証人制度をスタート～

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）農林水産事業は、次代を担う競争力ある農業の担い手が取り組む、攻めの経営展開を支援するため、個々の農業者の経営能力や事業性に重点を置いた“事業性評価融資”の取扱いを2月1日付けで開始しました（詳細は別添1）。

農業の成長産業化のためには、次代を担う競争力ある担い手の確保・育成が不可欠であり、そのためには個々の農業者の経営能力や事業性を見極めて、その成長発展に必要な取組みを資金面から強力に支援することが必要です。また、農地中間管理機構を通じた借地による経営規模の拡大が進む中、担保余力が乏しくとも、経営展開に必要な資金が金融機関から円滑に融通される仕組みが求められています。

日本公庫は、大規模な農業参入、急激な規模拡大、新事業の開始などといった従来の経営実績のみでは評価が難しい事業を行う者等に対して事業性の評価を行い、民間金融機関とも連携しながら、円滑に資金を供給することに努めます。

併せて、事業性評価融資を通じて、農業者の目標達成に向けたきめ細かなフォロー・支援を行うなど、コンサルティング機能をさらに発揮し、担い手の育成や経営のサポートを行います。

また、平成27年度補正予算の成立を受け、TPPによる新たな国際環境の下で、規模拡大、農産物輸出等の新たに攻めの経営展開に取り組む農業者を支援するため、担い手経営発展支援金融対策事業として、農業経営基盤強化資金（略称：スーパーL資金）について措置された金利負担軽減措置（TPP特別対策枠）及び事業性評価融資による実質無担保・無保証人貸付の取扱いを同日（2月1日）付けで開始しました（詳細は別添2）。

1 事業性評価融資の仕組み

新たに構築した事業性評価融資は、客観的な評価が困難な経営能力と事業性について、①経営者能力（経営実績や今後の経営展開の実現可能性の根幹）、②経営戦略（今後の経営展開の根幹）を切り出し、定型化された項目等により手法・結果を見える化し、積極的に評価しようとするもので、現行の審査手法を生かしつつ、重点項目を設定したものです。

評価項目	着眼点	
経営者能力	①人間力	意思の強さ、行動力、リーダーシップ、柔軟性を持っているか等
	②技術力	地域の標準単収以上の生産技術を有し、技術向上に努めているか等
	③マネジメント力	財務状況を把握し、経営課題に対して機動的に対応できるか等
	④地域親和力	地域の中で円滑に経営展開できているか等
経営戦略	①明確性	経営理念、将来ビジョンは明確にされているか等
	②具体性	経営の強み・弱みを踏まえた具体的な経営戦略が立てられているか等
	③必要性	事業は経営戦略上必要であり、実施のタイミングは適切か等
	④実行体制	事業を実行する役職員の役割分担と責任が明確化されているか等

2 事業性評価融資の手続きの流れと評価のイメージ

大規模な農業参入、急激な規模拡大、新事業の開始等の事業を行う借入希望者には、事業性を評価するため、資金の借り入れのご相談時に、経営理念、経営の強み・弱み、目指す経営の姿及び経営戦略を記入した「経営ビジョンシート」を提出していただきます。

また、日本公庫が行った事業性評価結果をもとに、経営課題に対する解決策の検討や今後の経営戦略、アクションプラン（具体的な行動計画）等を「経営発展プラン」にまとめていただきます。

【手続きの流れ】

- ① ご相談
 

ご相談時に既存資料（農業経営改善計画、決算書等）をご持参いただきます。また、経営ビジョンシートの作成について、打合せを行います。
- ② 経営ビジョンシートの作成・提出
 

借入希望者に、経営を改めて振り返り、自己の経営理念、経営の強みと弱みを把握したうえで、経営ビジョンシートを作成いただきます。
- ③ 事業性の評価実施・フィードバック
 

日本公庫は、経営ビジョンシート等をもとに、事業性の評価を行い（通常の審査も並行して実施します）、事業性の評価結果を「事業性評価書」に取りまとめ、借入希望者にフィードバックします。
- ④ 経営発展プランの作成・借入申込書の提出
 

借入希望者は、事業性評価書を踏まえ、今後の経営戦略と戦略実施上の課題、アクションプランを日本公庫と一緒に検討し、「経営発展プラン」に取りまとめていただきます。作成した「経営発展プラン」は、借入申込書などと一緒にご提出いただきます。
- ⑤ 貸付決定・実行
 

日本公庫は、「経営発展プラン」と通常の審査の結果も踏まえて最終審査を行い、貸付決定・実行いたします。

## ＜スーパーL資金の金利負担軽減措置及び実質無担保・無保証人貸付について＞

日本公庫は、平成 27 年度補正予算の成立を受け、TPP による新たな国際環境の下で、規模拡大、農産物輸出等の新たに攻めの経営展開に取り組む農業者を支援するため、担い手経営発展支援金融対策事業としてスーパーL資金について措置された金利負担軽減措置（TPP 特別対策枠）及び実質無担保・無保証人貸付の取扱いを 2 月 1 日付けで開始しました。

### 1 金利負担軽減措置

人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者等が、新たに攻めの経営展開のために借り入れるスーパーL資金について、公益財団法人農林水産長期金融協会が利子助成することで、貸付当初 5 年間の金利負担が実質無利子（最大 2%の引下げ）となります。

### 2 実質無担保・無保証人貸付

1 の金利負担軽減措置を受ける方が、貸借資産により事業を行っている等の理由により十分な担保提供ができない場合に、実質無担保・無保証人で融資します。

その際、事業性評価融資により、事業を遂行できる経営能力があること及び投資する事業に十分に事業性があることの確認を行います。

### 【制度の概要】

#### (1) スーパーL資金の金利負担軽減措置（TPP 対策特別枠）

対象者：人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者等であつて、新たに攻めの経営展開を行う計画（経営展開計画）を策定した方

借入限度額：【個人】 3 億円（複数部門経営等は 6 億円）

【法人】 10 億円（常時従事者数に応じ 20 億円）

償還期限：25 年以内（うち据置期間 10 年以内）

措置内容：貸付当初 5 年間実質無利子化（最大 2%の引下げ（※））

※日本公庫の貸付金利が 2%を超える場合は、2%を超えた部分はお客さまの負担となります。

#### (2) スーパーL資金の実質無担保・無保証人貸付

対象者：1 の金利負担軽減措置を受ける方のうち、次のいずれかに該当する担保の提供が困難な方であつて、十分な事業性があることが確認された方（事業性評価融資）

① 農地中間管理機構から農地を借り入れて事業を実施している者

② 事業用資産の概ね 2 分の 1 以上を借り入れて事業を実施している者

③ 融資対象物件を担保に提供することができない事業を行う者

担保：原則として、融資対象物件に限る

保証人：原則として、個人の場合は不要、法人の場合に必要な場合は代表者のみ